

紫波町飲食店テイクアウト等支援事業費補助金

【令和4年予算措置 5,000千円】

新型コロナウイルス感染症のまん延により甚大な影響を受けた町内の飲食店が新たな事業分野の開拓及び経営の革新をするために要する経費に対し、補助金を交付します。

【申請期間】 令和4年6月20日 ～ 令和5年2月3日

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします

対象者

以下のすべてを満たす方が対象です。

- ・事業所が町内に所在し、日本標準産業分類の大分類Mの飲食サービス業に該当する飲食店（店舗が町内にある）を経営する者
- ・令和4年4月1日から令和5年1月31日までに行う新たな事業を行う者
- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業に該当する事業を営んでいない者また、暴力団員が役員または使用人となっていない者

対象経費等

【A：業態転換を実施するために要する以下に該当する費用】

- ・業態転換に必要な店舗の修繕、模様替え及び増築工事に要する費用
- ・営業許可等の許認可取得に要する費用
- ・屋台、移動販売、宅配等を行うための車両の購入に要する費用（リース・レンタル・既存の車両の仕様変更も含む）
- ・店舗外で販売を行う場合の会場借上料
- ・新商品の開発に必要な機材の導入に要する費用

【B：販売促進を図るために要する以下に該当する費用】

- ・受注や決済システム導入に要する費用（サービス利用料、システム保守等のランニングコストは除く。）
- ・チラシ・ポスターの製作その他の広報に要する費用
- ・テイクアウト、宅配等に必要な食品容器及びその他消耗品や備品等の購入費用

補助率

最大 **60** 万（定額補助）【Aを実施する場合】
上限 50 万円【Bを実施する場合】
上限 10 万円詳細は
ホームページで
ご確認ください**【提出・問い合わせ先】**紫波町 産業部 商工観光課 〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話：019-672-2111 メール：kanko@town.shiwa.iwate.jp